

植物検疫に関する研究会開催要領

平成15年5月7日

1 趣旨

平成8年の植物防疫法の改正以降、輸入農産物の増大及び多様化が進展するとともに、新たな検査技術が実用化されるなど科学技術面での発展がみられるところである。これら植物検疫を巡る情勢の変化に加え、食の安全・安心の確保に向けた要請及び国際情勢の変化等植物検疫を取り巻く環境も大きく変化しており、これらにも的確に対応する必要があることから、今後の我が国の植物検疫のあり方について検討するため、「植物検疫に関する研究会」を開催するものとする。

2 検討事項

- (1) 輸入農産物の増大及び多様化を踏まえた植物検疫措置のあり方
- (2) 科学技術の発展を踏まえた植物検疫措置のあり方
- (3) その他取り巻く環境の変化等を踏まえた植物検疫措置のあり方

3 研究会の組織

- (1) 研究会は別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) 研究会に、特別の事項を調査検討させるため必要があるときは、専門委員及び分科会を置くことができる。

4 運営

- (1) 研究会の運営については、次のとおりとする。
 - ① 研究会は、公開とする。
 - ② 会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表するものとする。

③ 会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表するものとする。

④ 研究会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(2)(1)にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることになる場合等研究会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

5 その他

研究会の庶務は、消費・安全局植物防疫課において行う。

6 雑則

この要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

植物検疫に関する研究会委員名簿

岸 國平	(元東京都立立川短期大学長)
北村 大	(北村法律事務所)
佐々木 珠美	(日本生活協同組合連合会常務スタッフ 食の安全・エネルギー問題担当部長)
管原 敏夫	((社) 全国植物検疫協会会長)
中筋 房夫	(岡山大学大学院環境学研究科長)
中村 靖彦	(東京農業大学客員教授、農政ジャーナリスト)
夏秋 啓子	(東京農業大学教授)
日和佐 信子	(雪印乳業株式会社社外取締役)
富士 重夫	(全国農業協同組合中央会 基本農政対策部長)
保坂 佳生	(国際埠頭株式会社会長)
牧野 孝宏	(静岡県病虫害防除所所長)
本山 直樹	(千葉大学園芸学部教授)